

## 田子町空き家等利活用利息助成事業の申請・助成のながれ

(別紙の「助成金交付要綱」を必ず一読されその内容をご確認のうえ問い合わせください。)

### 1 空き家の解体、改築・改装実施前の事前相談、確認

まず、田子町役場住民課子育て定住移住支援室においでください。  
事業の概要と空き家の利活用の確認その他留意点について説明します。



### 2 空き家の解体、改築・改装についての金融機関との諸手続

事業計画や融資に至る諸手続については、申請者が自ら金融機関と相談、融資を受けてください。解体、改築・改装について建設施工者の指定はありません。



### 3 金融機関から受取利息証明書の取得

助成金交付要綱に定める様式またはそれに準じた様式で、前年の1月から12月まで支払った利息額を証明する書類を金融機関に申請して取得します。



### 4 助成金の交付申請（毎年2月末日まで厳守）

毎年2月末日までに添付書類を添えて、助成金の交付申請書を提出します。



### 5 助成金の交付決定及び交付（町→申請人）

申請に基づき審査を行い、助成金交付要綱の規定に適合している場合は、交付決定通知書を町から申請人に交付し、40日以内に助成金を口座振込で交付します。  
助成金額は、毎年1月から12月に支払った利息の1/2の額です。



### 3～5までの手続きを毎年5年間にわたり行います。

助成金が交付されるのは、最初に交付決定を受けた年度から起算して5年後までです。その間の1年毎に利活用の状況や交付対象者の要件が満たされなかったときは、その対象の年の助成金は交付されません。

## 【 補足説明 】

1 助成の対象となる申請者は、次の①と②が同一でなければなりません。

①空き家所有者(所有者の同意を得ている場合を含みます)

②金融機関からの融資・借入契約者

※個人、個人事業主又は法人いずれでも構いません。また、田子町に住所を有する方であるか否かも問いません。空き家が町内にあることが条件となります。

※申請人が田子町の全ての公租公課を助成の申請日において滞納していないこと、また、申請人の公租公課の納付情報を調査することに同意できること並びに申請人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことも条件です。

2 解体、改築・改装の施工者には指定がありません。町内外の業者を申請者自らが選定してください。ただし、解体を施行する業者には必要な資格があることを確認してください。

### 3 助成金交付対象となる空き家の利活用の例

金融機関が審査し提供する空き家対象ローンの貸付対象物件であって、次の満たすもの

(1) 対象物件が解体に係るもので、解体後の空き地を次のいずれかに活用する場合。

ア 自らの居住用住宅又は集合住宅を含む賃貸用住宅を建築する場合。

イ 地域の活動に供する土地する場合。

ウ その他町長が空き家管理上必要な措置と見なす場合。

(2) 対象物件を改築、改装するもので、改築、改装の家屋を次のいずれかに活用する場合。

ア 自らが居住する場合又は賃貸する場合。

イ 地域の活性化に資すると町長が認めた滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供する場合。

### 4 申請について

(1) 初回の交付申請の最終申請期日は、平成31年1月31日までです。

(2) 空き家の解体、改築・改装の工事開始日が平成28年1月1日以降で、工事竣工日が平成30年12月末日までのものとします。

(3) 毎年1月1日を基準に、解体、改築・改装五の利用状況が、3の利活用の例に基づく要件を継続的に満たしていることが条件です。

### 5 助成の期間など

(1) この助成を受けられる期間は、初回に交付決定となった年度から5年間です。

(2) その間に利活用の条件などから交付決定を受けられなかった年度は助成金は交付されません。

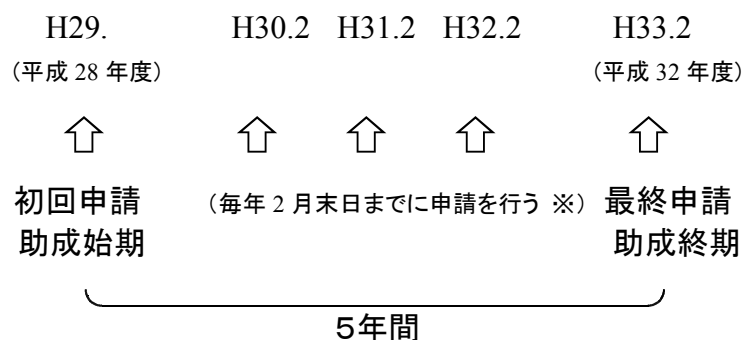
(3) この助成事業の採択は平成28年度から平成30年度までの3年間です。

このため、初回の交付申請は、平成31年2月末日までとなります。

ア 空き家の解体、改築・改装の工事竣工日が平成30年12月末日までのもの。

イ 金融機関からの借入れが平成30年12月末日までのもの。

例)



※ 毎年申請を行った中で、利活用などの条件から適合しなかった場合は、その年度の助成金を受けることができません。例えば、5年間の期間に2回認定とならなかった場合は、助成金は計3回の交付(3年度間分)となります。